

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会事務局規程 (案)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約第 16 条第 3 項の規定に基づき、美濃加茂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、美濃加茂市市民協働部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、美濃加茂市まちづくり課の職員をもって充てる。

(文書の取扱い)

第 4 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、美濃加茂市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 5 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、様式、寸法、書体、保管者及び用途は、次のとおりとする。

名称	書体	寸法	個数	使用目的	公印保管責任者
美濃加茂市地域公共交通活性化協議会会長之印	古印体	21 ミリメートル四方	1	一般文書用	事務局長

- 2 協議会の公印の保管、取り扱い等については、美濃加茂市の例による。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。